

議案第5号

船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月18日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(開示する情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第7条第2号ウに規定する職務の遂行に係る公務員等の氏名に係る部分（当該部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該部分が法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する場合を除く。）とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が定める方法を含む。）を受ける法第77条第3項に規定する開示請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(船橋市個人情報保護条例の廃止)

2 船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)は、廃止する。

(船橋市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 令和5年4月1日前に前項の規定による廃止前の船橋市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第18条、第34条又は第42条若しくは第42条の2の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

5 船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、船橋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>情報公開条例及び個人情報保護法</u>の例による。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) <u>情報公開条例第21条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び<u>船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、船橋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>情報公開条例及び個人情報保護条例</u>の例による。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) <u>情報公開条例第21条第1項及び個人情報保護条例第48条第1項</u>の規定による諮問に応じ調査審議し、答申すること。</p>

(2) (略)

2 前項に定めるもののほか、審査会は、市の情報公開制度に関する重要な事項については実施機関に対し、個人情報保護制度に関する重要な事項については市の機関(市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)に対し、それぞれ意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第21条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関(以下「諮問機関」という。)に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護法に基づく諮問機関の決定に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護法に基づく諮問機関の決定に係る公文書又は保有個人情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(2) 個人情報保護条例第7条第1号、第8条第2項第9号、第14条第1項第5号又は第16条第4項に規定する意見を述べること。

(3) (略)

2 前項に定めるもののほか、審査会は、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第21条第1項の規定により諮問した実施機関及び個人情報保護条例第48条第1項の規定により諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に関する情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく諮問実施機関の決定に係る公文書又は保有個人情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る諮問に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る諮問に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>
---	---

(船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 旧条例第48条第1項の規定による諮問がされた場合における前項の規定による改正前の船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する調査審議等については、なお従前の例による。

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。